

議題 認知症対応型共同生活介護事業所の指定について

事業所の概要

申請者	医療法人社団千葉医心会
事業所名称	グループホーム フォーレストヴィラ
所在地	千葉県印西市戸神 6 2 4 - 2
指定予定年月日	令和 5 年 9 月 1 日
利用定員	1 8 名 (9 名 × 2 ユニット)

添付書類

- 1 運営規程
- 2 重要事項説明書
- 3 平面図及び写真

グループホームフォーレストヴィラ
認知症対応型共同生活介護事業所運営規程
介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団千葉医心会が設置運営するグループホームフォーレストヴィラ指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホームフォーレストヴィラとする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

① 管理者 2名 (常勤)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者1名 (兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡調整を行う。

② 介護職員 18名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

② 日常生活上の世話

③ 日常生活の中での機能訓練

④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける

①家賃： 65,000円/月

②食費： 1,800円/日

③水道光熱費： 22,000円/月

④その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用： 実費

⑤入居一時金 100,000円

一時金は退居時の居室修復費用等に充当します

入居時払で1年間償却、未償却分は退居時に日割り精算致します

2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込または銀行引き落としによって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護認定において要介護1～5及び要支援2であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

② 自傷他害のおそれがないこと。

③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秋密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第17条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、2023年9月15日から施行する。

重要事項説明書

1 事業主体概要

事業主体名	医療法人社団 千葉医心会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 肥田 高嶺
所在地	千葉県印西市内野一丁目5番地の1
資本金（出損金）	2,200万円 (資産総額：1,042,953,571円)
法人の理念	科学的でかつ適正な医療ならびに老人保健福祉を普及することを理念とする。
他の介護保険関連の事業	介護老人保健施設 ヴィラ大森 在宅介護支援センター ヴィラ大森居宅介護支援事業所 千葉ニュータウンデイサービスセンター グループホーム スピリット グループホーム じょんから グループホーム 増尾 グループホーム よされ サービス付き高齢者向け住宅リーベディッヒ大森 コアラ訪問介護ステーション グループホーム 島田 サービス付き高齢者向け住宅アインストラッセ デイサービスセンター アインキューゲル
他の介護保険以外の事業	千葉ニュータウンクリニック 在宅介護支援センター 千葉ニュータウンサザンクリニック

2 ホーム概要

ホーム名	グループホーム フォーレストヴィラ
ホームの目的	認知症老人の自立した生活を援助すると共に共同生活介護を提供する。
ホームの運営方針	利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
ホームの責任者	Aユニット 管理者兼計画作成担当者 加藤 慎二 Bユニット 管理者兼計画作成担当者 根本 慎吾
開設年月日	令和5年 月 日
保険事業者指定番号	
所在地 電話・FAX番号	千葉県印西市戸神 TEL 0476-85-6450 FAX 0476-85-6455
交通の便	北総線 千葉ニュータウン中央駅より徒歩10分
敷地概要（権利関係）	面積 999.38 m ² 医療法人社団 千葉医心会 所有
建物概要（権利関係）	構 造：木造平屋建て 延床面積：469.53 m ² Aユニット 234.765 m ² ・ Bユニット 234.765 m ²
居室の概要	9.93 m ² 洋室、エアコン、照明、洗面所、ナースコール完備
共用施設の概要	居間兼食堂（2ヶ所） 36.81 m ² 浴室（2ヶ所） 6.42 m ² 脱衣室（2ヶ所） 7.45 m ² 便所（6ヶ所） 3.31 m ²
緊急対応方法	各居室にナースコール設置 協力医療機関：千葉ニュータウンクリニック 介護老人保健施設 ヴィラ大森 平和台病院 千葉ニュータウンデンタルクリニック 訪問看護ステーション
防犯防災設備 避難設備等の概要 損害賠償責任保険加入先	施錠と見回り 消火器、避難・非常口、誘導灯 東京海上火災保険代理店 和幸工業

3 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	2人		2			介護支援専門員 介護福祉士	認知症管理者研修 認知症実務者研修
計画作成担当者	2人		2			介護支援専門員 介護福祉士	認知症管理者研修 認知症実務者研修
介護従事者	15人 以上	4		11人 以上		介護福祉士 ヘルパー2級	

4 勤務体制

昼間の体制	6人（うち早出2人 7:00～16:00、遅出2人 11:00～20:00）
夜間の体制	2人 宿直・夜勤の別：夜勤2名

5 利用状況（令和5年9月 日現在）

利用者数	1ユニット当たり定員 9人（ユニット数：2ユニット） 総定員 18人
要介護度別	要支援2：0人、要介護1：0人、要介護2：0人 要介護3：0人、要介護4：0人、要介護5：0人

6 ホーム利用にあたっての留意事項

- ・ 玄関開閉時間：開時間は午前7：00、閉時間は午後7：00です。
- ・ 外泊、外出の際は所定の用紙に外出日時、帰宅日時を所定の用紙に記入していただいた上で、当日も職員にお声をかけていただきます様宜しく申し上げます。
- ・ 以下の点につきまして、禁止させていただきます。
 - ① 指定した場所以外で火気を用いたり、就寝時もしくは寝具の上で喫煙すること。
 - ② 故意に施設もしくは物品に損害を与えたり、これらを施設外に用いること。
 - ③ 金銭または物品によって賭け事をする事。

7 サービスおよび利用料等

保険給付サービス	厚生労働省の定める介護報酬の告示上の額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険利用者一部負担金 ・ 医療連携体制加算一部負担金 ・ その他介護保険法における加算分の利用者負担金
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
入居一時金	100,000円 退居時の居室修復費用等に使用されます。 1年償却になります。
居室の提供（家賃）	65,000円/月
食事の提供	54,000円/月（1,800円/日） （内訳 朝食 450円・昼食 650円・おやつ 50円・夕食 650円）
水道光熱費	22,000円/月
個人消耗品の費用	個人で使用した品は実費で自己負担となります。

8 年間行事予定

1月 初詣	5月 母の日	9月 敬老会
2月 節分	6月 父の日	10月 外食会・地域芸能祭
3月 ひな祭り	7月 七夕会・法人祭	11月 小運動会
4月 お花見外食会	8月 町会祭り	12月 クリスマス会

9 協力医療機関

協力医療機関名	千葉ニュータウンクリニック
診療科目、ベット数等	外科、胃腸外科、整形外科、泌尿器科、肛門科
協力医師	氏名：肥田 高嶺 常勤・非常勤の別：常勤 頻度：毎日

協力医療機関名	介護老人保健施設 ヴィラ大森
診療科目、ベット数等	78床
協力医師・施設長	医師：木下 量介 常勤・非常勤の別：常勤 頻度：毎日 施設長：影山 栄子

協力医療機関名	平和台病院
診療科目、ベット数等	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、脳神経内科、腎臓内科、人工透析内科、緩和ケア外来、ペインクリニック内科、メンタルヘルス科、総合心療内科・漢方科、外科、消化器外

	科、肛門外科、呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、眼科、救急科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科、リンパケア外来 ベッド数 184床
協力医師	氏名：土井 紀弘 常勤・非常勤の別：常勤 頻度：毎日

協力医療機関名	千葉ニュータウンデンタルクリニック
診療科目、ベット数等	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
協力医師	氏名：肥田 愛子 常勤・非常勤の別：常勤 頻度：毎日

10 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：加藤 慎二・根本 慎吾
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機関名：印西市役所 福祉部 高齢者福祉課 (電話) 0476-42-5111

以上の契約の証として、本契約書・重要事項説明書を式通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その式通を保有します。

令和 年 月 日

契約者氏名

利用者 (住所)

(氏名)

㊟

利用者代理人 (住所)

(氏名)

㊟

身元引受人 (住所)

(氏名)

㊟

(事業者) 医療法人社団 千葉医心会

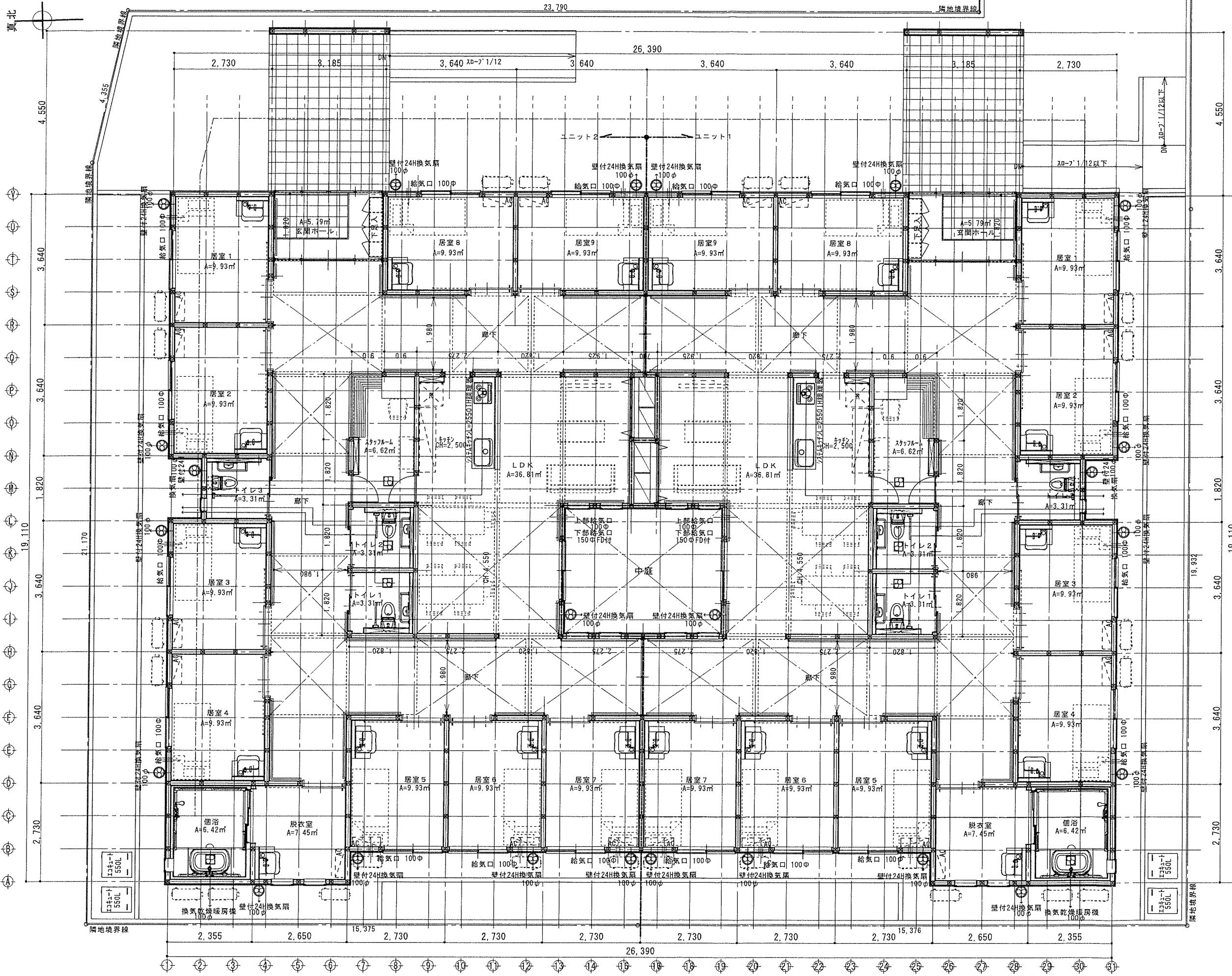
事業所名：グループホーム フォーレストヴィラ

住所：千葉県印西市戸神

理事長：肥田 高嶺 ㊟

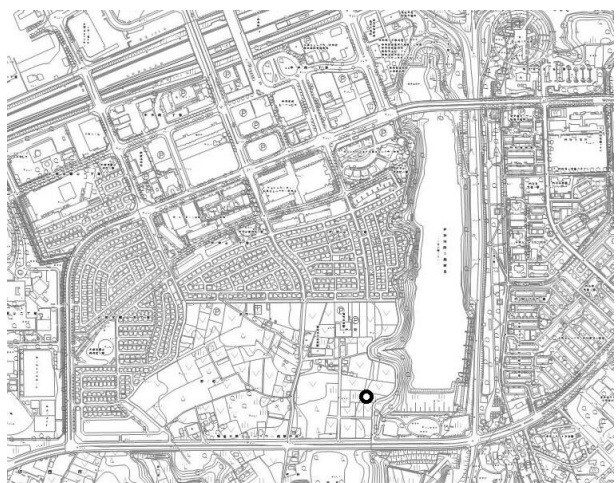
管理者：加藤 慎二 ㊟

根本 慎吾 ㊟



グループホーム フォーレストヴィラ

所在地



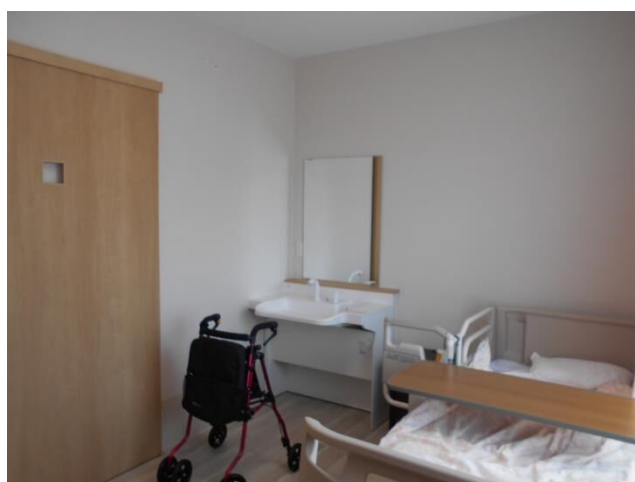
外観



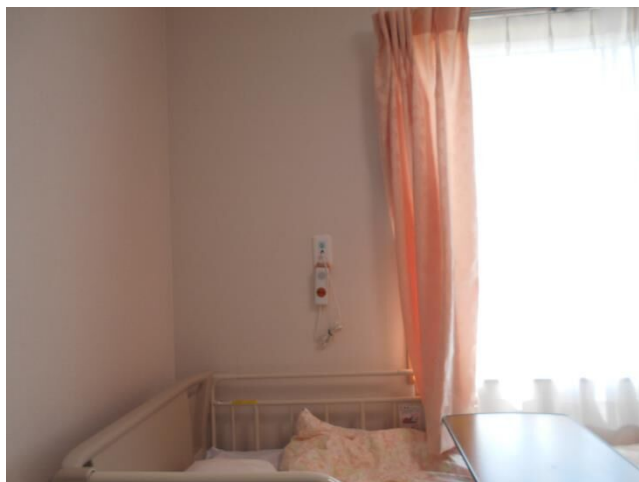
居室①



居室②



居室③



居室④



LDK①



LDK②



キッチン①



キッチン②



個浴（脱衣室）



個浴①



個浴②



スタッフルーム



トイレ



廊下①



廊下②



認知症対応型共同生活介護 フォーレストヴィラ

人員基準

職種	基準	配置	判定
管理者	原則ユニット毎に配置。常勤、原則専従 同一施設の他の職務、同一敷地内の他の 事業所の管理者又は従業者の兼務は可 3年以上の認知症介護経験及び認知症対 応型サービス事業管理者研修修了者	ユニット毎に配置 ① 経験○ 研修修了 ② 経験○ 研修修了	○
介護従業者	介護従業者の員数がユニット毎に常勤換 算で 日中：利用者3人に対し1人 夜間：1人 介護従業者のうち1人は常勤 ※日中：7:00～20:00 夜間：20:00～7:00	ユニット1 介護従業者10名（常勤専従3 名、常勤兼務2名、非常勤専従 5名）、常勤換算3.26（日中勤務 時間523/160） ユニット2 介護従業者10名（常勤専従2 名、常勤兼務2名、非常勤専従 6名）、常勤換算3.95（日中勤務 時間633/160）	○
計画策定担当者	事業所に1人以上。原則専従 1人以上は介護支援専門員 実践者研修を修了していること	1名（常勤兼務）介護支援専門 員	○

設備に関する基準

施設・設備	基準	配置	判定
ユニット	3ユニット以下 1ユニット5人以上9人以下 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備	2ユニット 1ユニット9人	○
居室	定員1名 7.43㎡以上	定員全室1名 9.93㎡ 各居室にナースコール設置	○
居間及び食堂	同一の場所で可 介護従業者及び利用者が一堂に会するの に十分な広さ	各ユニットに配置 LDK 36.81㎡ テーブル、椅子、流し、調理設 備	○
消火設備	スプリンクラー	避難誘導等、粉末消火器、非常 通報設備、スプリンクラー設備	○